

関東学院大学経営学部履修規程

(2017年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、経営学部（以下「本学部」という。）における授業科目（以下「科目」という。）の履修及び単位の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学部における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 90分授業を「2時間」とみなす。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、試験によって行う。

2 試験については、別に定める試験規程に従う。

3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格とし、単位修得を認め、不可は不合格として単位修得を認めない。

4 試験規程第11条により、再試験は行わない。

5 修得した単位の取消しは認めない。

6 一度修得した科目（既得科目）を再履修することはできない。

7 当学期の成績表は、原則として次学期の初めに配付する。ただし、卒業査定対象者には、卒業有資格者発表日においても配付する。

(GPAの算出)

第3条の2 2017年度以降入学生のGPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、自由科目及び第19条第10号に該当する科目の単位数は含まないこととする。

(新入生の既修得単位の認定)

第4条 大学または短期大学を卒業または中退し、新たに本学部の第1セメスターに入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

3 前項の単位認定は入学年度の4月に行う。

4 単位認定を希望する者は、春学期の履修登録提出日までに教務課へ申し出なければならない。

(編入学生の既修得単位の認定)

第5条 編入学生が編入学前の大学等で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、一定の基準により、本学部の単位として認定する。

(第3年次への進級要件)

第6条 第4セメスターから第5セメスターに進級するための要件は、第4セメスターまでの修得単位数の合計が36単位以上とする。ただし、自由科目の単位は、これに算入することができない。

(卒業の要件)

第7条 本学部にて8セメスター以上在学し、卒業所要単位数（各科目の構成要件及び総単位数）を修得した者は、教授会の議を経て卒業と認め、本学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。ただし、自由科目の単位は、卒業所要単位数に算入することができない。

(科目の区分)

第8条 科目の区分は次の各号による。

(1) 2017年度以降の入学生に適用する科目区分

科目区分		細目分類		
共通科目	キャリア科目	全学キャリア科目／学部キャリア科目		
	総合科目	総合基礎科目／総合テーマ科目		
	外国語科目	選択必修英語A／選択英語A／選択必修英語B ／選択英語B／英語以外の外国語		
専門科目 (専門分野4コース)	経済学・法学科目			
	経営学科目	ビジネスプラン科目／基本科目／応用科目／グローバル人材育成プログラム科目		
		コース科目		
		実践系科目	実践ビジネス科目／現代ビジネス科目／資格取得講座	
		会計人材育成プログラム科目		
専門ゼミナール	ゼミナール			
専門科目 (複合2コース)	経済学・法学科目			
	経営学科目	ビジネスプラン科目／基本科目／応用科目／グローバル人材育成プログラム科目		
		コース科目		
	複合テーマ科目	コース共通科目	基本科目／グローバル人材育成プログラム科目	
		コース科目		
専門ゼミナール	ゼミナール			

(卒業所要単位数)

第9条 卒業所要単位数(各科目の構成要件及び総単位数)は、次の各号による。

(1) 経営学科の卒業所要単位数

① 2017年度以降の入学生

科目区分		各科目の構成要件(最少必要単位数)		必要総単位数	
共通科目	キャリア科目	キャリア科目より	4単位	4単位以上	
	総合科目	必修科目2科目	2単位	左記修得単位を含めて 24単位以上	
		総合基礎科目より	10単位		
		総合テーマ科目より	8単位		
	外国語科目	選択必修英語Aより (ただし、選択英語Aで代替可)	4単位	12単位以上	
選択必修英語Bより (ただし、選択英語Aおよび選択英語Bで代替可。 また、4単位まで「英語以外の外国語」で代替可)		8単位			
専門科目	経済学・法学科目	経済学・法学科目より	4単位	4単位以上	
	マーケティングコース (ビジネスリーダーシップ、 コミュニケーション、 流通)	経営学科目	ビジネスプラン科目、基本科目より	20単位	58単位以上
			応用科目、グローバル人材育成プログラム科目より	16単位	
			選択したコース科目より	14単位	
			実践系科目、または会計人材育成プログラム科目より	8単位	
	社会コース (ワーク&ライフ、 国際化と地域)	経営学科目	ビジネスプラン科目、基本科目より	10単位	※選択したコースのなかから 取得
			応用科目より	10単位	
			選択したコース科目より (ただし、4単位までグローバル人材育成プログラム科目およびGP海外科目で代替可)	14単位	
		複合テーマ科目	コース共通科目より (ただし、選択必修科目6単位を含む)	12単位	
			選択したコース科目より (ただし、選択必修科目10単位を含む)	12単位	
専門ゼミナール	ゼミナールI～V (ゼミナール非修了者は0単位)	10単位	10単位 (ゼミナール非修了者は0単位)		
自主選択科目		12単位 (ゼミナール非修了者は28単位)	12単位以上 (ゼミナール非修了者は28単位)		
総単位数			124単位以上 (ゼミナール非修了者は 130単位)		

(専門ゼミナールの履修)

第10条 専門ゼミナールの履修については、次の各号による。

- 専門ゼミナールの選択登録は、第3セメスター(原則として春学期)に行う。ただし、秋学期に2年次(第3セメスター)に進級する学生は第4セメスター(春学期)に行うことができる。
- 専門ゼミナールは10単位を第4セメスター以降、原則として同一教員の専門ゼミナールを

継続履修するものとする。

- (3) 本規程第6条の定めにより第4セメスター原級止めとなった者の内、「ゼミナールⅠ」の単位を修得した者は、第5セメスター進級後に同一教員の「ゼミナールⅡ」を履修する。
- (4) 前セメスターに「ゼミナールⅠ～Ⅳ」の単位を修得した者、もしくは前セメスターに「ゼミナールⅣ・Ⅴ」の単位を修得できなかった者は、自動的にゼミナール修了者の構成要件が適用され、ゼミナールを継続履修することになる。
- (5) 「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」、「ゼミナールⅢ」の単位をそれぞれ修得できなかった者は、ゼミナールの継続は認められない。この場合、それまでに単位修得していた「ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位は自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。

(ゼミナール非修了者の扱い)

第11条 ゼミナール非修了者の履修については、次の各号による。

- (1) ゼミナール非修了者は、専門ゼミナール10単位の代わりに自主選択科目を16単位追加で履修しなければならない。ゼミナール非修了者の卒業所要単位数は130単位となる。
- (2) 「ゼミナールⅠ～Ⅲ」の単位を修得できなかった者には、翌セメスターから自動的にゼミナール非修了者の構成要件が適用される。
- (3) 第10条(5)に該当する者が、ゼミナール非修了者の構成要件の適用を希望する場合、当該セメスターの履修登録期間内に「ゼミナール履修取消願」を教務課に提出し、教務委員会の承認を得なければならない。
- (4) 「ゼミナール履修取消願」が承認された者には、承認されたセメスターからゼミナール非修了者の構成要件が適用される。この構成要件を過去に遡って適用することはできない。
- (5) 「ゼミナール履修取消願」を提出し承認された者が、当該セメスターにゼミナールの代わりに別の科目を追加で履修することはできない。
- (6) ゼミナール非修了者の構成要件が適用されると、当該学生がそれまでに修得した「ゼミナールⅠ～Ⅳ」の単位はすべて自由科目となり、卒業所要単位に算入されない。
- (7) ゼミナール非修了者の構成要件が適用された者が、再度ゼミナールを履修することはできない。

(他学部科目の履修)

第12条 指定されている他学部の授業科目を履修する場合は、履修登録届提出時に所定の他学部受講届を教務課に提出しなければならない。

- 2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、16単位を超えることはできない。
- 3 指定されていない他学部の授業科目を履修する場合は、所定の他学部受講願を教務課に提出して許可を受けなければならない。
- 4 前項で修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

(副専攻課程への履修)

第12条の2 他学部が設置する副専攻課程を履修する場合は、春学期履修登録時に所定の副専攻履修願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項で修得した単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定する。ただし、前条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(他の大学における授業科目の履修等)

第13条 横浜市内大学間単位互換協定大学で単位互換履修生として、授業科目を履修し修得した単位は、本規程第4条第1項および第2項に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

- 2 前項の単位は、卒業所要単位の自主選択科目として認定することができる。ただし、本規程第14条第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることができない。

(海外語学研修の単位認定)

第13条の2 本学の国際センターが主催する語学研修については、各外国語1回に限り、卒業所要単位として認定する。ただし、第12条第2項及び第12条の2第2項に定める単位と合わせて16単位を超えることはできない。

(留学により修得した単位の認定)

第14条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本規程第4条第1項、第2項および第12条第1項に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

(大学以外の教育施設等における学修による単位認定)

第15条 大学以外の教育施設等における学修として、各種資格・検定試験により修得した資格及び成績は、本規程第4条第1項、第2項、第12条第1項および第14条に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部の単位として認定することがある。

2 入学前に修得・合格した資格・検定試験等については、前項の単位認定は入学年度に行う。

3 単位認定を希望する者は、入学年度内に教務課へ申し出なければならない。

(外国人留学生科目の履修)

第16条 外国人留学生を対象に外国人留学生科目を開設する。

2 外国人留学生科目を履修し修得した単位は、「授業科目配当表」の科目区分により、卒業所要単位数として算入することができる。

(転部・転科・再入学・復学生の履修)

第17条 転部・転科の学生または退学後に再入学した学生の履修については、原則として転入または再入学した年次の履修規程を適用する。

2 休学した学生が復学する場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

(編入学生の履修)

第18条 編入学生の履修については、編入年次の履修規程を適用する。

(履修登録手続き)

第19条 履修登録の手続きは、次の各号による。

(1) 年度末または年度初めに期日を定め、履修要綱、授業概要を配布し、履修指導を行う。

(2) 当該年度に履修するすべての科目を「Web履修システム」または「履修登録届用紙」を用いて申請し、所定の期日までに登録を完了しなければならない。

(3) 秋学期初めに期日を定め、秋学期履修登録の変更を受け付ける。

(4) 所定の期日以後は、原則として履修登録を受け付けない。ただし、履修登録遅延の理由について、学部長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。この場合でも、春学期もしくは秋学期全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。

(5) 第4セメスター開講科目「ゼミナールⅠ」を必ず履修登録しなければならない。ただし、秋学期に2年次(第3セメスター)に進級する学生は、第5セメスターにおいて履修することができる。「ゼミナールⅠ」の履修登録は、面接による合否結果等に基づき教務課が行う。

(6) 第1セメスター開講科目「基礎ゼミナール」、「KGUキャリアデザイン入門」、「ビジネスプランⅠ」、第2セメスター開講科目「ビジネスプランⅡ」を必ず履修登録しなければならない。

(7) 申請した履修登録科目は、所定の期日に「Web履修システム」または「学生ポータルシステム」で確認をしなければならない。登録内容に不備がある場合は所定の期間内に修正の手続きをしなければならない。

(8) 履修未登録科目を受講し、試験を受けても単位を修得することはできない。

(9) 履修登録申請後に、科目の追加・変更は、原則として認めない。

(10) 春学期及び秋学期に期日を定め、履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修登録の取消しを申請できない科目については別に定める。また、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。

(履修登録制限単位数)

第20条 各学期における履修登録制限単位数は22単位とする。

2 次の各号に該当する場合は、前項の限りではない。

(1) 「ゼミナールⅠ」の単位は、上表の制限単位数に算入しない。

(2) 「海外語学演習[英語]」、「海外語学演習[中国語]」、「海外語学演習[韓国語]」、「海外語学演習[フランス語]」、「海外語学演習[ドイツ語]」、「KGUインターンシップⅠ(事前指導)」、「KGUインターンシップⅡ(実習)」、「海外ボランティア論」、「海外インターンシップ」及び「国際インターンシップ[国内]」の単位は、上表の制限単位数に算入しない。

(履修登録に関する細目)

第21条 履修登録に際しては次の各号に従うものとする。

(1) クラスを指定される科目については、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。

(2) 配当セメスターに従って履修することとし、上級セメスター配当科目はそのセメスターに達していない者は履修することができない。

(3) 同一講時に2科目以上の科目を登録した場合は、それらの科目をすべて無効とする。なお、「ゼミナールⅠ」については、ゼミナール決定後、ゼミナール開講講時に他の科目が重複した場合は、ゼミナールを優先し、重複した科目の履修登録を無効とする。

(4) 名称変更の科目については、旧名称で単位を修得している場合、これを再び登録することはできない。また、登録し単位を修得してもその単位は無効とする。

(5) 特定の科目については、同じ科目名でも科目名のあとに[]で示される講義テーマが異なる

る場合、それぞれ別の科目として履修することができる。

- (6) 教育目標もしくは履修目標を明確にするために学科内に設けられたコースを選択する。コースの選択と変更は次のとおりとする。
- ① 第3 Semester履修登録時に在籍する学科のいずれかのコースを選択し、登録しなければならない。
 - ② コースの変更は原則として認めないが、第4 Semester、または第5 Semester履修登録時のいずれかにコースの変更を認めることがある。この場合には所定のコース登録変更願を教務課へ提出し、許可を受けなければならない。
- (7) 金沢八景キャンパス開講科目と金沢文庫キャンパス開講科目を連続して履修することはできない。また、キャンパス間の移動時間として、1 講時以上をあげなければならない。ただし、2 講時と3 講時については、両キャンパスで連続して履修することができる。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、経営学部教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年（平成30年）3月xx日に改正し、2018年（平成30年）4月1日から施行する。